平成２９年（フ）第３３３号
大阪府泉南市信達市場1583番地の２シティハウスりんくう106、前住所大阪府泉南市信達市場1695番地の11
債務者　吉田　智美
1　決定年月日時　平成29年８月10日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年10月４日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２９年（フ）第３３４号
大阪府泉佐野市羽倉崎上町１丁目３番10―211号、前住所大阪府阪南市黒田54番地の７203号
債務者　平木場計也
1　決定年月日時　平成29年８月10日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年10月４日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２９年（フ）第３３５号
大阪府和泉市富秋町３丁目８番３―202号
債務者　奥村　英男
1　決定年月日時　平成29年８月10日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年10月４日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２９年（フ）第３３７号
大阪府和泉市府中町５丁目９番20―206号
債務者　古川　友子
1　決定年月日時　平成29年８月10日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年10月４日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２９年（フ）第３４５号
大阪府阪南市尾崎町７丁目２番12―107号、前住所大阪府阪南市和泉鳥取1134番地の75
債務者　黒木　真二
1　決定年月日時　平成29年８月10日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年10月４日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２９年（フ）第３４６号
大阪府泉佐野市中庄1073番地の１　佐野泉陽ケ丘２―106
債務者　小原あけみ
1　決定年月日時　平成29年８月10日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年10月４日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２９年（フ）第３５０号
大阪府岸和田市別所町１丁目５番24号
債務者　森　　誓子
1　決定年月日時　平成29年８月10日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年10月４日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２９年（フ）第３５４号
大阪府岸和田市春木泉町10番24―102号、前住所大阪府岸和田市加守町２丁目８番７号メゾンドかもり301号
債務者　濱﨑　良輔
1　決定年月日時　平成29年８月10日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年10月４日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２９年（フ）第３５６号
大阪府泉佐野市新安松３丁目３番11―309号
債務者　山隅　京子
1　決定年月日時　平成29年８月10日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年10月４日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２９年（フ）第３５８号
大阪府岸和田市吉井町４丁目１番６―1003号、前住所大阪府岸和田市野田町１丁目15番28―1207号
債務者　興梠　弘子
1　決定年月日時　平成29年８月10日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年10月４日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２９年（フ）第３５９号
大阪府岸和田市宮本町22番７号
債務者　鎭西商店こと　鎭西　健太
1　決定年月日時　平成29年８月10日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年10月４日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２９年（フ）第６３号
山形県米沢市塩井町塩野1493番地の22
債務者　田中小真紀
1　決定年月日時　平成29年８月14日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年10月５日まで
山形地方裁判所米沢支部

平成２９年（フ）第４７０号
川崎市川崎区浅田３丁目14番１号
債務者　小島　正子
1　決定年月日時　平成29年８月15日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年10月６日まで
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２９年（フ）第１２３１号
札幌市中央区北４条西29丁目２番５―103号
債務者　向瀬美和子
1　決定年月日時　平成29年８月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年10月10日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２９年（フ）第１３０６号
札幌市白石区栄通11丁目２番32号　パークサイド栄Ｃ―202号
債務者　杉山　晃子
1　決定年月日時　平成29年８月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年10月10日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２９年（フ）第１３２６号
札幌市手稲区稲穂３条２丁目３番12号　２Ｆ
債務者　阿部　郁美（旧姓松澤）
1　決定年月日時　平成29年８月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年10月10日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２９年（フ）第１３８４号
札幌市白石区南郷通７丁目南４番７号　南郷レジデンス１階１号
債務者　早坂　安夫
1　決定年月日時　平成29年８月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年10月10日まで
札幌地方裁判所民事第４部